

第12回 経営情報の報告義務化

今年度より全ての介護事業者に経営情報の報告を義務付ける制度が導入されます。これに伴い制度の具体的な中身が示されました。合わせて、介護事業者が経営情報を報告する仕組みとなる「介護事業財務情報データベースシステム(仮称)」の整備が進められ、来年度の稼働予定となります。これにより広く介護事業者の経営情報が公表される仕組みとなります。

介護事業者は、毎年の経営情報を都道府県へ、原則事業所単位で報告する義務が生じます。一部の例外を除く全ての介護事業者が対象となります。報告する経営情報は、事業所の基本情報や収益、費用、職種別の職員数など。費用は給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費などの内訳の提出も求められます。

介護事業者にとってこの報告の義務化は、さらなる業務負担の増大に繋がることから、不満の声を多く挙げています。目的は、「介護として24年度介護報酬改定の基本報酬のマイナスへと繋がりました。このような状況の中で、今回、介護事業者に経営情報の報告が求められることとなり、事業者の負担増は間違いありません。制度の目的を正しく理解し、正しい経営情報を報告し、結果として適切な経営支援や報酬改定へと繋がるようにする発想が、事業者には求められるのではないのでしょうか。

一般社団法人
全国介護事業者連盟
理事長 斉藤 正行



財政規律と

介護保険制度改革

～地域包括ケアモデルの確立に向けて～

制度の趣旨、正しく理解を

がることから、不満の声を多く挙げています。目的は、「介護として24年度介護報酬改定の基本報酬のマイナスへと繋がりました。このような状況の中で、今回、介護事業者に経営情報の報告が求められることとなり、事業者の負担増は間違いありません。制度の目的を正しく理解し、正しい経営情報を報告し、結果として適切な経営支援や報酬改定へと繋がるようにする発想が、事業者には求められるのではないのでしょうか。

「初回のみ、今年度中(来年3月)の提出期日とされています。」「いずれにせよ、介護事業者にとっては、大きな業務負担が生じることから、さらなる負担軽減が求められています。他方で、既に決定済みのルールであるならば、意義ある活用に繋げることが重要であるとも思います。そのためには、まず制度導入の意義の理解が不可欠です。目的は、「介護事業者の経営状況を『見える化』し、経営実態をより正確に把握・分析できるようにすること」であり、3年に1度の介護報酬改定や介護職の処遇改善など、今後の重点施策の精度向上に繋げる狙いがあると考えられています。経営概況調査及び経営実態調査によって、無作為抽出による一部事業所の調査結果が毎年示されていますが、調査票の回収率は50%以下であり、数字の正確性には疑問の声も多いためです。毎年示されるサービスクラスごとの収支差率(いわゆる利益率)の自身に違和感を感じている方も多いことでしょう。また、直近の調査で訪問介護が高い収支差率となり、結果

介護 Biz

斉藤正行氏プロフィール
2000年3月、立命館大学卒業後、株式会社ベンチャーリンク入社。メディカル・ケア・サービス(株)の全国展開開始とあわせて2003年5月に同社入社。現在の運営管理体制、営業スキームを構築し、ビジネスモデルを確立。2005年8月、取締役運営事業本部長に就任。2010年7月(株)日本介護福祉グループ副社長に就任。2018年4月(株)ピースフリーケアグループ代表に就任。2018年6月、介護業界における横断的・全国的組織となる一般社団法人全国介護事業者連盟を結成。(株)日本介護ベンチャーコンサルティンググループの代表を務めている。